



報道関係者 各位

令和4年1月18日(火)

【照会先】

埼玉労働局総務部総務課

課長 新田 純康

総務企画官 川又 裕子

(代表電話) 048(600)6200

## 埼玉労働局職業安定部職員の新型コロナウイルス感染症への感染について

令和4年1月17日(月)、埼玉労働局職業安定部職業安定課電子申請センター(さいたま市中央区新都心11-2。以下「電子申請センター」という。)の職員が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

当該職員は、窓口業務には従事しておらず、1月14日(金)まで出勤し、発熱・咳等の症状はなく、終日マスクを着用し勤務していましたが、17日(月)に感染者(職場外)の濃厚接触者として抗原検査を受けたところ、同日に感染が確認されたものです。

電子申請センターでは、保健所の助言の下、事務室内の必要な消毒措置を十分行った後、通常どおり開庁し、職員及び利用者の方への感染防止対策を講じた上で業務を行っております。

保健所によると、職員及び利用者の方に濃厚接触者はいないとのことですが、健康に不安がある方につきましては、念のためかかりつけ医又は最寄りの受診・相談センター等までご連絡いただきますようお願いいたします。